

認定制度等を規定する建築物省エネ法の条名について

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律が令和元年5月17日に公布されました（一部の規定を除き6カ月以内に施行）。

これにより、性能向上計画認定及び認定表示を規定する条名（番号）が繰り下げとなり、次のように変更されています。

制 度	規定する条名	
	新	旧
性能向上計画認定	第35条	第30条
認定表示	第41条	第36条

一方、本テキストにおいては、書籍名を含め当該改正前の条名で記載しております。